

これまでの陳情の経過

<p>平成 29 年 9 月 7 日</p>	<p>1 回目の陳情提出</p> <p>件名 川崎市内の特定の小学校に設置された、いわゆる「登下校メール配信システム」の運用に際して生じる電気代の取り扱いなどについて</p> <p>要旨 次の項目について、本市教育委員会の回答を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新城小学校等が、「児童通過の電子メールを配信するシステム」を導入していることについて、本市教育委員会は承知しているか。 2 「児童通過の電子メールを配信するシステム」の電気代を公費で負担することは適法か、根拠規定を明示してほしい。 3 新城小学校等に設置されている「児童通過の電子メールを配信するシステム」の提供事業者は、東急セキュリティであるが、本市教育委員会は、当該 1 社のみサービス提供を認めているのか。 4 新城小学校等が、当該 1 社のみ便宜を図ることとなった経緯とその理由及び入札、公募などの手続きを経ずに民間事業者に事業を行わせても違法ではない根拠を明らかにしてほしい。
<p>平成 29 年 9 月 26 日</p>	<p>教育委員会臨時会にて報告</p> <p>川崎市教育委員会請願等取扱要綱に基づき、審議は行わず、事務局にて調査を行った上で、陳情者に回答を送付することに決定</p>
<p>平成 29 年 12 月 28 日</p>	<p>教育委員会事務局から陳情者に「陳情について（回答）」を送付</p> <p>要旨 本件システムは、P T A と事業者が任意に協定を締結し、校長の承諾のもとに、本件システムに係る設備が学校施設に設置され、稼働に必要な電力については、学校施設において使用する電力を使用していることを確認し、教育委員会事務局としては次のように認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備を学校施設に設置することは、教育財産の使用に当たするため、川崎市教育財産管理規則に則った手続きが必要 ○ 川崎市教育財産管理規則第 20 条に基づき、使用者が電気料

	<p>金を負担する必要がある。</p> <p>○ 本件システムに係る事業者については、P T Aが選定したものであって、本市とは契約関係にない。</p> <p>教育委員会事務局としては、P T Aが本件システムの導入を希望する場合は、P T A活動を支援する立場から、川崎市教育財産管理規則に則った適正な手続を前提として、本件システムの導入を妨げる理由はないと考えている。</p>
--	--

平成 29 年 10 月 27 日	<p>2 回目の陳情提出</p> <p>件名 「登下校メール配信システム」の導入について</p> <p>要旨 新城小学校等が導入している「登下校メール配信システム」について、本市教育委員会が主体となって、新城小学校等以外の小学校にも導入してほしい。</p>
平成 29 年 11 月 14 日	<p>教育委員会臨時会にて報告</p> <p>陳情の取扱いについて、今後審議することに決定</p>
平成 30 年 3 月 29 日	<p>教育委員会臨時会にて審議</p> <p>審議の結果、不採択に決定</p> <p>理由の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該システムは、各家庭が個別に有償契約を結ぶ必要があり、その契約金額は全家庭が支出できるとは言い難い金額であり、試用期間中の利用率もそれほど高くない。 ・ 当該システム導入によって安心が得られたとしても、安全を確保できるとは言い切れない。 ・ 教育委員会としては、地域の方々の見守りなどの安全確保体制の構築が重要であると考えている。 ・ 公教育の立場で、当該システムの導入を主導することは適当ではないが、P T Aが、川崎市教育財産管理規則に則った適正な手続を前提として、独自に導入することは妨げない。